

平成19年6月20日

八王子美山学園家族会
会長 佐野 貞 大 様

社会福祉法人やまゆり福祉会
理事長 梅 澤 太 郎

八王子美山学園
園 長 水 野 直 哉

八王子美山学園利用者間の加害行為防止に関する申入れについて（回答）

家族会のみなさまには、平素から八王子美山学園の運営につきまして御協力・御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年5月25日付けにて申入れのありましたこのことにつきまして、下記のとおり回答いたします。

記

先ず、今回の申入書の中で述べられております利用者■■■■の■■の疾病と学園を退所した経緯について、学園側が把握しておりますことについて、ご報告いたします。

- ① 利用者■■■■のお母さんは、■■月■■日の利用者の帰宅時に利用者の■■の異常に気づき、当日の16時頃、学園に電話にて■■病院の紹介依頼あり。当日は日曜日で、学園で利用している■■科は日曜休診であることを伝える。
- ② 同日の夜19時45分頃、休日診療の■■科を見つけ受診した結果、利用者の■■は■■■■診断があった旨、お母さんから学園に電話があった。
- ③ 翌日の■■日の帰園時に、お母さんから次のような要請が学園にあった。
 - ・■■■■であり、大きな病院での受診を薦められたので、学園の方で何か病院を探し受診して欲しいこと。
 - ・当時A病院から処方されている既往薬と■■■■との因果関係（副作用）について、次回、A病院受診時に担当医師に相談して欲しいこと。
- ④ 翌日の■■日、A病院定期受診。その際、お母さんからの要請のあった「服用薬と■■■■の因果関係」について担当医師に質問す。担当医師からは、既往薬ととの因果関係は今まで聞いたことないので、■■科を受診し聴くようにとの指導を受けた。その結果を翌■■日午前9時頃、お母さんに電話連絡する。

- ⑤ 〇月〇日夕方、学園は、〇科受診病院として〇病院を決定し、明〇日に受診することをお母さんに電話連絡する。
- ⑥ 〇月〇日、〇病院〇科を受診（お母さん同席）。診断の結果は、かなり重度な〇で、入院し手術が必要。また、〇もあるので、専門病院の〇病院の紹介状を受理（お母さんが）。紹介病院を家族の方で〇病院に変更。
- ⑦ 〇月〇日、〇病院受診（お母さん同席）。〇で手術をした方がよいこと、手術をしないと〇かどうかは判明しないこと、手術は〇月中旬予定など診断される。
- ⑧ 〇月〇日、19年度個別支援計画に係る家族面談を実施（お母さん・お兄さん出席）。その際、「今は〇のことが一番気になっている。〇が他害により傷つくことが心配だ。気をつけて欲しい。」との要請があった。
- ⑨ この頃、お母さんから園長に対し、「〇の手術後は大切な時期なので、他の利用者からの加害行為を受けないようにしてほしい。」旨の要請あり。これに対し園長は次のような主旨の回答をした。
- 「学園では、利用者間の加害行為防止対策を含めた安全管理・リスク管理については、国や都の指導基準に基づき職員配置をし、この中で男女別に管理体制を取り、80人余の利用者を集団にて支援しており、現状での職員配置では、退院後の個別の対応は難しい。従って、退院後は、平常の学園での集団生活ができるようになるまでは自宅等で静養してから帰園してほしい。」
- ⑩ 〇月〇日、〇病院受診（お母さん・お兄さん同席）。〇月〇日に〇病院〇受診予約、〇日入院・〇日手術と決定。
- ⑪ 〇月〇日、〇病院〇受診（お母さん同席）。その際、お母さんから「入院時は学園で連れてきて欲しい。また、退院後は外泊する可能性があるが、都合がつかなければ迎えも学園をお願いします。」との要請あり。
- ⑫ 〇月〇日、〇病院でお母さんと待合わせ入院。退院日・退院後の外泊等については後日、お母さんから学園に電話することになった。
- ⑬ 〇月〇日夜、学園からお母さんに、退院日・退院後の外泊等について電話にて問合せする。「退院は〇月〇日ごろまで延期してもらったこと、退院後の外泊は検討中であること」が判明。
- ⑭ 〇月〇日、お母さんとお兄さんが来園し、園長と担当係長と面会。「〇月〇日に退院し、そのまま自宅に帰ることにしたので、〇月〇日付けで学園を退園したい。」との申し出あり、同日、退園決定。

以上のとおり、この間のご家族とのやり取りの中では、当学園といたしましては、利用者〇のお母さんが、今回の申入書に書かれている「日常の学園の傷害事故防止に対するリスク管理について、強い不信感を募らせ、退院直後に利用者を退園させた。」という主旨の発言を聞いておりませんし、そうした感触も受けておりません。また、4月の家族会の際に家族会会長からお聞きになった「〇になった原因は、利用者間の加害行為によるものである」という主旨の発言につきましても、利用者〇のお母さんからは、一度もお聞きになったことは

ありません。

従いまして、学園側といたしましては、利用者■■■■■は、学園における日常の傷害事故防止に対するリスク管理について強い不信感を募らせて退園したという認識はなく、円満に退園したものと理解いたしております。

次に、美山学園における利用者間の加害行為の現状につきましては、当学園では、加害行為を繰り返す利用者は、現在、男子■名・女子■名ほどであります。こうした利用者に対しましても、施設内は家庭生活のように利用者が自由に行動できるよう、鍵や柵などによる身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為はせず、利用者個々の特性を把握し、男女によって多少異なりますが、スタッフが個別に対応しております。また、ケースによってはマンツーマン対応を取るなど、国や都の指導基準に基づく職員配置の中で、他の同種の施設とほぼ同様の対策を講じているところであります。

また、最近の制度改革による施設の体制の変化や職員の退職による新人職員の配置等と、加害行為の発生に相関関係があるのではないかとのご指摘ですが、加害行為の多くは、利用者間のトラブルを原因とするものは比較的少なく、重度利用者の突発的な加害行為がほとんどであり、大きな怪我につながる加害行為は以前に比べて少なくなっているのが実情です。

以上、利用者■■■■■の退所の経緯と当学園における利用者間の加害行為対策の現状についてご説明いたしましたが、いずれにいたしましても、こうしたトラブルは皆無であることが理想であります。

つきましては、家族会からの今回の申入れを契機に、当法人・当園といたしましても、利用者間の加害行為防止に関しましてこれまで以上の対策を講じるとともに、関係行政機関に対しましても職員配置基準の緩和策を要請して参りたいと考えております。